

平針二丁目第2町内会会則

第1条（目的）

平針二丁目第2町内居住者の親睦をはかることを目的とする。

第2条（名所及び所在地）★事務所から所在地に変更

本会は平針二丁目第2町内会と称し、所在地を会長宅に置く。

第3条（組織）

本会の会員は平針二丁目第2町内居住者とする。

第4条（事業）

本会は防犯・防災・清掃・子ども及び老人対策・親睦、その他会員より提起された諸事項につき協議の上実施するものとする。

第5条（役員）

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 会計 1名
3. 監査 1名
4. 組長 各組毎 1名

第6条（役員を選出・任期）

1. 会長は役員会に於いて組長の推薦に依り決定する。
2. 会計は会長の推薦指名に依り決定する。
3. 監査は組長の互選により選出する。
4. 組長は組内の事情に応じ選出する。
5. 会長・会計の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
6. 補充選出された役員の任期は前任者の残存任期とする。

第7条（総会=役員会）

1. 総会は役員会を以って是に充当する。
2. 役員会は年度始・年度末及び必要に応じ会長が招集する。
3. 役員会は町内会の行事・運営に関する事項を協議し、決定する。
4. 役員会の決定事項は回覧し、会員に通知しなければならない。
5. 会則の改正は役員会の過半数を以って改正することができる。

第8条（会費）

会費は月額200円とする。（内訳 学区費150円 ・ 町費50円）

1. 会費は年度始めに一年度分を一括納入する。
2. 納入された会費は途中転出の場合でも返還しない。

第9条（経費）

本会の経費は、会費その他の収入を以って充てる。

第10条（弔）

会員に不幸があった時、香典金5000円をおくる。

第11条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第12条（防災器具庫） ★追加

防災器具庫の管理責任者は、町内会長とし、会長はその補佐を1名選出する。
倉庫のキーは、会長と補佐が保管する。

（付 則）

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

（改定）

★ 平成28年9月8日 改定する。